

令和3年度はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰基準

- 1 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業・団体
(以下「企業等」という。)

次の(1)から(5)までの要件をすべて満たす企業等であって、かつ、母子家庭の母及び父子家庭の父(以下「ひとり親家庭の親」という。)の雇用に熱心に取り組んでいると認められ、表彰するにふさわしい企業等を表彰することとする。

- (1) ひとり親家庭の親の就業促進について理解があること。
・ 「母子家庭の母、父子家庭の父の就業促進に係る考え方」を踏まえて判断する。
- (2) ひとり親家庭の親が継続的に就業可能となっているなど、職場環境が良好であること。
・ 「母子家庭の母、父子家庭の父の就業を促進するための取組」及び「母子家庭の母、父子家庭の父が仕事と家庭を両立して働き続けやすくなるような積極的な取組」を踏まえて判断する。
- (3) ひとり親家庭の親を相当数雇用していること。
次の①及び②の要件を満たすこと。
- ① 全従業員数が100人以上の企業等にあつては次のア及びイを、全従業員数が99人以下の企業等にあつては次のウ及びエを満たすこと。
- 【全従業員数が100人以上の企業等の場合】
- ア 全従業員のうち、ひとり親家庭の親の割合が6%以上であること。
イ 全従業員のうち、正社員(短時間正社員を含む。)として雇用しているひとり親家庭の親の割合が5%以上であること。
- 【全従業員数が99人以下の企業等の場合】
- ウ ひとり親家庭の親を5人以上雇用していること。
エ 正社員(短時間正社員を含む。)として雇用しているひとり親家庭の親が4人以上であること。
- ② 次のア又はイを満たすこと。
- ア ひとり親家庭の親の平均勤続年数が5年以上であること。
イ ひとり親家庭の親の平均勤続年数が3年以上であつて、ひとり親家庭の親のすべてを正社員(短時間正社員を含む。)として雇用していること。
- (4) 重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと。
- (5) 過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと。

2 母子・父子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っている企業等

次の（１）から（３）までの要件をすべて満たす企業等であって、かつ、ひとり親家庭の親の就業機会の確保に熱心に取り組んでいると認められ、表彰するにふさわしい企業等を表彰することとする。

（１）母子・父子福祉団体又はひとり親家庭の親に対する年間発注額について、次により算出した割合が３％以上であること。

【計算式】 $X \div (Y+X) \geq 3\%$

X：ひとり親家庭の親の雇用換算人数＝（母子・父子福祉団体に対する年間発注額＋ひとり親家庭の親に対する年間発注額）÷181万円

Y：全従業員数－雇用するひとり親家庭の親の数

（２）重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと。

（３）過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと。